

予算特別委員会資料

令和6年度予算説明書

文化スポーツ局

目 次

I 令和6年度予算の概要

1 総括	1
2 主要施策	1

II 歳入歳出予算事項別明細書

1 歳入歳出予算一覧	9
2 歳入予算の説明	11
3 歳出予算の説明	15
4 債務負担行為	18

III その他の議案

第9号議案	執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件（関係分）	19
第15号議案	神戸市立博物館条例等の一部を改正する条例の件	22
第25号議案	神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件（関係分）	25

I 令和6年度予算の概要

1 総括

文化スポーツ局では、2025年1月に阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えるにあたり、人々に夢と希望を与えてくれた「文化とスポーツの力」をあらためて認識し、後世へと継承するとともに、市民の心豊かな生活やまちの魅力向上を実現するため「神戸2025ビジョン」に基づいて文化・スポーツの振興を一体的に推進していく。

2 主要施策

〔_____は、新規・拡充事業〕

単位：千円

1 大規模国際スポーツイベントの開催

※繰越予算は含まない

(1) 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会の開催 1,893,840

東アジアで初となる世界パラ陸上競技選手権大会を神戸で開催する。約3万人の児童・生徒の観戦招待（企業協賛）や、約1,500人のボランティアによる大会運営支援など、様々な支え手の力を結集した大会とする。

- ・競技日程：令和6年5月17日（金）～25日（土）
（選手団の入国は5月12日（日）～）
- ・競技会場：神戸総合運動公園ユニバー記念競技場
- ・種目数：171種目
- ・参加者：約100カ国・地域から
選手団約2,300人（うち、選手は約1,300人）

2 スポーツの振興

(1) 神戸マラソン2024の開催 100,883

令和6年11月17日に、「感謝と友情」をテーマに神戸マラソン2024を開催する（定員：20,000人）。

(2) 王子公園の再整備 228,396

本格的な競技から体力づくりまで幅広い運動ニーズに対応できる施設づくりをめざし、基本計画に基づき施設の設計等を行う。

また、令和6年秋ごろから、屋外プールの解体工事に着手する。

(3) ポートアイランドスポーツセンターの再整備 8,000

ポートアイランドスポーツセンターを、水泳・スケート競技及び市民のスポーツ振興の新たな拠点として再整備するため、整備内容や整備手法にかかる調査検討を再び行う。

<p>(4) <u>市民スポーツの振興</u></p> <p>市民が日常的にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、各種大会の開催や本市を拠点とするトップスポーツチームと連携した交流事業等を行う。また、神戸ストークス等と連携し、駅前広場等のまちなかにてバスケットボール等のスポーツイベントを新たに実施し、スポーツに親しむ機会を創出するとともに、スポーツの力でまちの賑わいを創出する。</p>	255, 690
<p>3 文化芸術の振興</p>	
<p>(1) <u>「KOBE まちなかパフォーマンス」の推進</u></p> <p>一定の審査を経た登録アーティストが、三宮プラッツ等の公認会場で質の高いパフォーマンスを行うことで、市民が文化芸術やエンターテインメントに気軽に触れられる機会を創出し、まちの魅力向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定会場：三宮プラッツ、神戸阪急グランパティオ、プレンティ広場（西神中央）ほか 	22, 150
<p>(2) <u>「第 11 回神戸国際フルーツコンクール」を核とした音楽祭の開催準備</u></p> <p>震災 30 年関連事業として令和 7 年度に開催予定の「第 11 回神戸国際フルーツコンクール」に向け、出場者募集や予備審査を実施するとともに、同コンクールを核とする音楽祭（エマニュエル・パユと神戸市室内管弦楽団の演奏会等）の開催のための準備を行う。</p> <p>また、音楽祭に向けた機運醸成のため、数百人規模の大人数フルーツアンサンブルを実施する。</p>	30, 000
<p>(3) <u>「神戸六甲ミーツ・アート 2024 beyond」への支援</u></p> <p>15 回目を迎える現代アートの芸術祭「神戸六甲ミーツ・アート」への支援を通じて、アートによる六甲山のブランド価値向上と現代アートの振興を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期：令和 6 年 8 月 24 日（土）～11 月 24 日（日） （一部作品は会期外でも鑑賞可能） 	50, 000
<p>(4) <u>第 51 回神戸まつりの開催</u></p> <p>パレード・ステージ・飲食ブースに加え、サンバストリートやスポーツ関連のイベントを企画する等「広がれ世界に 神戸の元気！」をテーマとして第 51 回神戸まつりを開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期：令和 6 年 4 月 21 日（日） ・開催場所：三宮フラワーロード周辺など 	60, 000

<p>(5) <u>新・神戸文化ホール整備</u></p> <p>新・神戸文化ホール整備基本計画（令和3年8月改定）に基づき、令和9年12月の工事完了に向けて、区民ホールとして利用可能な多目的スペースを備えた大ホール（1,800席）の整備を進める。</p> <p>また、舞台芸術・運営企画の専門人材を活用した管理運営計画の検討を進める。</p>	4,029,533
<p>(6) <u>新北文化センターの整備</u></p> <p>体育施設を備えた新北文化センターや新北図書館の令和8年度の供用開始に向けて、旧北区役所庁舎等の解体工事を引き続き進めるとともに、建設工事に着手する。</p>	1,072,200
<p>(7) <u>青少年科学館のリニューアル</u></p> <p>令和5年度から順次実施している大規模リニューアルの2期目として、第2展示室（情報の科学）等の実施設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5～6年度：第1・第6展示室更新 ・令和6～7年度：第2展示室等更新 	51,000
<p>4 文化財の保存・活用</p>	
<p>(1) <u>北野町山本通重要伝統的建造物群保存地区の活性化</u></p> <p>和風の伝統的建造物（旧山口邸）を取得し、まちなみを保存する。</p> <p>また、国指定重要文化財「旧ハンター住宅」を解体・再建による耐震工事にあわせて移築できるよう検討を進める。</p> <p>さらに、国指定重要文化財「旧トーマス住宅（風見鶏の館）」について令和7年春の再オープンに向け、耐震改修を行う。</p>	368,354
<p>(2) <u>五色塚古墳の整備</u></p> <p>史跡五色塚古墳整備活用基本計画に基づき、令和7年度の完成に向けてガイダンス施設の建設工事を行う。</p>	12,000
<p>(3) <u>神戸歴史遺産</u></p> <p>地域の歴史的資源の保存・活用に向けて、国縣市指定等文化財に加え、一定の要件を満たす未指定文化財を「神戸歴史遺産」に認定するとともに、ふるさと納税等を活用し、保存や活用のための助成を行う。</p>	338,878

(4) 文化財保護・文化財調査等

449,034

市指定等文化財や市認定伝統的建造物保存のため、「^{すさのおのみこと}素盞鳴尊神社本殿」等の修理助成を行う。

また、市内に残る古文書をはじめとする文化財の現状調査や、記録保存のための玉津田中遺跡等の埋蔵文化財発掘調査を行う。令和5年度に実施した海軍操練所跡発掘調査事業の成果の検証を引き続き行うとともに、神戸港発展の礎としての発信方法を検討していく。

(5) 埋蔵文化財センター管理・運営

40,395

出土遺物の復元・修復作業や調査等を行うとともに、企画展や講演会・公開講座等の開催及び市内小中学校への出張考古学講座等を実施する。

5 博物館・美術館の魅力向上

(1) 博物館 特別展の開催

161,016

博物館が所蔵するコレクションを広く公開するとともに、地域の歴史・文化を広く発信する展覧会や、国内外の著名な美術館・博物館が所蔵する名品の数々を紹介する展覧会など、多様な特別展を開催する。また、「震災30年 ファン・ゴッホ展(仮称)」をはじめとする令和7年度以降の展覧会についても、準備を進める。

<令和6年度特別展>

「Colorful JAPAN—幕末・明治手彩色写真への旅」

【令和6年3月30日～5月19日】

「テルマエ展 お風呂でつながる古代ローマと日本」

【令和6年6月22日～8月25日】

「デ・キリコ展」

【令和6年9月14日～12月8日】

「南波受贈展及び銅版画展」

【令和7年2月1日～3月23日】

(2) 小磯記念美術館 特別展の開催

31,117

小磯良平氏の作品や同氏にゆかりのある作品を中心に市民に親しまれる特徴ある展示を行う。

<令和6年度特別展>

「絵本の旅—グリム、世界の昔話、

ゆかりの作家と神戸の出版文化(仮称)」

【令和6年7月13日～9月23日】

「東郷青児展(仮称)」

【令和6年10月5日～12月15日】

(3) 神戸ゆかりの美術館 特別展の開催 41,515

神戸にゆかりのある芸術文化に加えて、多様な現代日本を代表する文化も取り上げ、幅広い世代を集客できるような展覧会を行う。

<令和6年度特別展>

「はしもとみお展」

【令和6年6月29日～9月16日】

「宮城県美術館コレクション展」

【令和6年10月5日～令和7年1月26日】

「日展・神戸展」

【令和7年2月15日～3月23日】

6 図書館サービスの充実

(1) 新垂水図書館の整備 1,347,096

垂水駅周辺の活性化プランの一環として整備する新垂水図書館の建設工事を行うとともに令和7年7月の開館に向けた準備を進める。

- ・蔵書数：約12万冊
- ・面積：約2,200㎡

(2) 新北図書館の整備 579,000

体育施設を備えた北区文化センターや新北図書館の令和8年度の供用開始に向けて、旧北区役所庁舎等の解体工事等を引き続き進めるほか、建設工事に着手する。

- ・蔵書数：約12万冊
- ・面積：約1,500㎡

(3) 新三宮図書館の整備 56,881

雲井通5丁目地区のバスターミナルビル（I期）工事の進捗にあわせ、令和9年12月の工事完了に向け、内装工事設計等の整備を進める。

- ・蔵書数：10万冊以上
- ・面積：約2,000㎡

7 自然の家・公民館等の管理運営

自然の家を令和6年4月にリニューアルオープンし、学校・団体利用に加えて家族単位等の利用も受け入れ、市民の野外体験活動の機会の充実を目指す。 229,620

また、公民館やコミスタこうべにおいて、講座事業や貸館事業など多様な事業を実施することで、市民の学習活動の推進を図る。

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会について

1. 主催 国際パラリンピック委員会 (IPC)
2. 運営 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会 (LOC)
会長：増田 明美 (日本パラ陸上競技連盟 会長)
3. 日程 令和6年 (2024年) 5月12日(日)から5月26日(日) 15日間
(うち 競技日程 5月17日 (金) から5月25日 (土) 9日間)

イベント	日程
各国選手団 入国開始	5月12日 (日)
各国選手団 トレーニング開始	5月13日 (月)
クラス分け	5月13日 (月) ~15日 (水) ※予備日：5月16日 (木)
開会式 (競技開始)	5月17日 (金)
閉会式 (競技終了)	5月25日 (土)
各国選手団 出国最終日	5月26日 (日)

※ 競技は、2セッションで実施

(午前セッション=9:00~12:00、午後セッション=17:00~20:00)

4. 競技会場 神戸総合運動公園ユニバー記念競技場
5. 練習会場 神戸総合運動公園補助競技場、同球技場、しあわせの村 (多目的運動広場)
6. 参加見込 約100の国と地域から 合計約2,300人
 - ・選手約1,300人 (うち400人は車いす使用)
 - ・役員約1,000人 (各国パラリンピック委員会、チームスタッフ等)
 このほか IPC/WPA ファミリー (国際審判団・スタッフなど約100名)
7. 種目数 171種目 (男子93、女子77、混合1)
8. ボランティア 約1,500名
9. チケット販売 2月7日から前売り開始

販売区分	S席	A席	こども S席	こども A席	障害者割引 S席	障害者割引 A席
前売券	¥1,800	¥800	¥800	¥400	¥800	¥400
当日券	¥2,000	¥1,000	¥1,000	¥500	¥1,000	¥500

※ S席 (メインスタンド)、A席 (それ以外) とも自由席

10. 大会応援

(1) 大会アンバサダー



山本 篤 氏

■パラリンピック

2016年 リオデジャネイロ大会
走幅跳び銀メダル
4×100mリレー銅メダル



野口 みずき 氏

■オリンピック

2004年 アテネオリンピック
女子マラソン 金メダル



永尾 嘉章 氏

■パラリンピック

日本人最多となる7大会出場。
4×400m (T53/54クラス)
銅メダル獲得



小林 祐梨子 氏

■オリンピック

2008年 北京オリンピック
5000m に出場

(2) 大会スペシャルサポーター・大会サポーター



大会スペシャルサポーター

山中 伸弥 氏

京都大学 iPS 細胞研究所名誉所長

大会サポーター (2月7日より就任し、応援動画の配信がスタート)



撮影 篠山紀信

竹下 景子 氏

俳優



撮影 山岸伸

武田 真一 氏

フリーアナウンサー



望海 風斗 氏

俳優



© officenino Co., Ltd.

二宮 和也 氏

俳優・アーティスト

11. 大会の「5つの柱」と主な取り組み

【1】 選手の活躍を引き出す最高の舞台の実現

- ユニバー記念競技場のトラックなどの改修
- 東京オリパラを経験した医師・看護師・トレーナーによる医療サービス
- 選手と観客が一体となって盛り上がる効果的な会場演出



【2】 様々な支え手の力を結集した大会の運営

- 大会ボランティア（約 1,500 名）の研修
- プロモーション活動による機運醸成
競技用車いすの体験会等のイベントの実施
世界パラ仕様のラッピングカーが東京オリパラの先導的共生社会
ホストタウン等（全国 21 か所予定）を訪問し、声援写真の撮影など
人気 YouTuber による動画配信（10/30 から約 1,200 万回の再生）
- 特別支援学校（12 校）の生徒による大会参加者へのおもてなし
- 協賛や寄附を通じた支援
協賛企業（20 社超）、ふるさと納税、ワンクラス応援
（1口5万円児童生徒を大会観戦に招待）、ガバメントクラウドファンディング



人気 YouTuber 三津家貴也氏

【3】 パラスポーツを通じた障害や多様性への理解促進

- パラアスリートや競技アシスタントによる体験型授業の実施
 - ・ パラアスリートによる授業：令和 5 年度 46 校（昨年度比約 2 倍）
 - ・ 競技アシスタントによる授業：令和 5 年度より実施（15 校）
- 学校観戦会の実施（100 校超から約 3 万人参加）
- 科学技術高校の生徒による競技用器具の製作
- パラアスリートによる地域団体への体験型講義の実施：令和 5 年度より実施（7 団体）



【4】 持続可能性への最大限の配慮

- スロープの改修やバリアフリートイレの増設など
- 選手や関係者の輸送の一部に交通局の燃料電池バスを活用
- 宗教や文化に配慮した飲食の提供（ハラールフードなど）



【5】 世界に向けた兵庫・神戸の魅力発信

- 海外メディアを対象としたメディアツアーを実施
- ユニバーサルツーリズムの発信
- 地元食材を活用した弁当販売



II 歳入歳出予算事項別明細書

1 歳入歳出予算一覧

歳入		
款	項	金額
17	使用料及手数料	427,294
	1 使用料	427,294
18	国庫支出金	963,621
	2 補助金	963,171
	3 委託金	450
19	県支出金	108,060
	1 負担金	100,000
	2 補助金	8,060
20	財産収入	181,384
	1 財産運用収入	171,484
	3 基金収入	9,900
21	寄附金	601,320
	1 寄附金	601,320
22	繰入金	2,405,742
	1 特別会計繰入金	109,161
	2 基金繰入金	2,296,581
24	諸収入	1,020,842
	1 納付金	88,900
	4 受託事業収入	407,348
	7 雑入	524,594
歳入合計 A		5,708,263
前年度当初予算額 A'		3,492,345
差引増減 (A - A')		2,215,918

歳出		
款	項	金額
3	市民費	20,486,562
	1 市民費	18,881,940
	2 施設整備費	1,604,622
歳出合計 B		20,486,562
前年度当初予算額 B'		18,081,388
差引増減 (B - B')		2,405,174

2 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	令和6年度	令和5年度	比較	説明
17 使用料及手数料	427,294	471,360	Δ44,066	
1 使用料	427,294	471,360	Δ44,066	
2 市民使用料	330,358	330,082	276	
3 神戸文化ホール	7,600	7,200	400	建物使用料
4 灘区民ホール	112	112	-	建物使用料
5 文化センター	8,909	8,716	193	建物使用料
7 新開地アートひろば	1,070	1,070	-	建物使用料
8 神戸文学館	59	503	Δ444	建物使用料
10 王子スポーツセンター	87,532	87,532	-	体育館、プール、陸上競技場等
11 体育館	95,475	95,475	-	競技場、体育室、会議室等
12 ボートアイランドスポーツセンター	1,936	1,936	-	テナント使用料等
13 神戸ポートアイランド	5,812	5,812	-	テナント使用料等
14 自然の家	1,181	11,745	Δ10,564	宿泊料等
15 磯上体育館	20,532	20,532	-	競技場、多目的室等
16 港島南球技場	20,500	11,400	9,100	グラウンド、夜間照明
17 青少年科学館	79,589	78,049	1,540	展示室、プラネタリウム入館料等
72 こども本の森	51	-	51	テナント使用料等
10 教育使用料	96,936	141,278	Δ44,342	
3 図書館	1,192	1,442	Δ250	テナント使用料等
4 博物館	69,125	63,500	5,625	常設展入館料等
8 生涯学習支援センター	17,150	17,150	-	会議室等
9 住之江公民館	700	541	159	会議室、体育館等
10 葺合公民館	2,125	2,125	-	会議室、体育館等
11 清風公民館	1,200	1,150	50	会議室、体育館等
12 長田公民館	1,200	1,120	80	会議室、体育館等
13 南須磨公民館	1,375	1,375	-	会議室、体育館等
14 東垂水公民館	800	800	-	会議室、体育館等
15 玉津南公民館	1,350	1,350	-	会議室、体育館等
16 異人館	-	50,000	Δ50,000	風見鶏の館入館料 ※令和6年休館
17 教育施設	719	725	Δ6	学校施設目的外使用料等

(単位：千円)

款 項 目 節		令和6年度	令和5年度	比較	説明
18	国 庫 支 出 金	963,621	432,917	530,704	
	2 補 助 金	963,171	432,617	530,554	
	1 総 務 費 補 助	23,287	34,686	Δ11,399	
	2 文 化 庁 補 助	23,287	30,500	Δ7,213	補助率1/2
	△ 地 方 創 生 推 進 交 付 金	-	4,186	Δ4,186	補助率1/2
	8 都 市 計 画 費 補 助	776,500	72,000	704,500	
	1 調 査 費 補 助	678,700	60,700	618,000	補助率1/2
	2 組 合 等 再 開 発 事 業 費 補 助	97,800	11,300	86,500	補助率1/2
	11 教 育 費 補 助	163,384	325,931	Δ162,547	
	4 文 化 財 整 備 費 補 助	163,384	325,931	Δ162,547	補助率1/2
	3 委 託 金	450	300	150	
	3 其 他 委 託 金	450	300	150	
	6 人 権 啓 発 活 動 地 方 委 託 金	450	300	150	
19	県 支 出 金	108,060	6,560	101,500	
	1 負 担 金	100,000	-	100,000	
	4 教 育 費 負 担 金	100,000	-	100,000	
	1 世 界 パ ラ	100,000	-	100,000	補助率10/10
	2 補 助 金	8,060	6,560	1,500	
	10 教 育 費 補 助	8,060	6,560	1,500	
	3 学 校 教 育 費 補 助	60	60	-	補助率10/10
	5 文 化 財 整 備 費 補 助	8,000	6,500	1,500	補助率1/4
20	財 産 収 入	181,384	166,124	15,260	
	1 財 産 運 用 収 入	171,484	151,574	19,910	
	1 貸 地 料	168,099	148,189	19,910	
	3 一 般 土 地	168,099	148,189	19,910	舞子ピラ土地賃料等
	2 貸 家 料	3,385	3,385	-	
	7 一 般 建 物	3,385	3,385	-	フィッシュダuns音楽練習場賃料等
	3 基 金 収 入	9,900	14,550	Δ4,650	
	1 基 金 収 入	9,900	14,550	Δ4,650	
	10 置 塩 こ ど も 育 成 基 金	4,950	-	4,950	預金利子等
	16 市 民 ス ポ ー ツ 等 振 興 基 金	450	10,050	Δ9,600	預金利子等
	17 勤 労 者 福 祉 事 業 基 金	4,500	4,500	-	預金利子等
21	寄 附 金	601,320	131,491	469,829	
	1 寄 附 金	601,320	131,491	469,829	
	2 其 他 寄 附	601,320	131,491	469,829	
	6 文 化 ス ポ ー ツ 局	601,320	131,491	469,829	

(単位：千円)

款 項 目 節		令和6年度	令和5年度	比較	説明
22	繰 入 金	2,405,742	1,497,435	908,307	
1	特 別 会 計 繰 入 金	109,161	104,882	4,279	
	4 新都市整備事業会計繰入金	109,161	104,882	4,279	
	1 関連経費等負担繰入	109,161	104,882	4,279	
2	基 金 繰 入 金	2,296,581	1,392,553	904,028	
1	基 金 繰 入 金	2,296,581	1,392,553	904,028	
	1 都市整備等基金繰入	964,414	994,900	Δ 30,486	
	3 市民文化振興基金繰入	86,110	172,851	Δ 86,741	
	11 市民スポーツ振興等基金繰入	1,166,022	19,022	1,147,000	
	14 塩こども育成基金繰入	20,580	205,780	Δ 185,200	
	15 勤労者福祉事業基金繰入	59,455	-	59,455	
24	諸 収 入	1,020,842	786,458	234,384	
1	納 付 金	88,900	88,900	-	
	1 市民費納付金	88,900	88,900	-	
	1 神戸ポートアイランドホ	88,900	88,900	-	利用料金納付金
4	受 託 事 業 収 入	407,348	398,888	8,460	
2	其 他 受 託 収 入	407,348	398,888	8,460	
	3 文化財調査	407,348	398,888	8,460	民間開発事業者等からの受託収入
7	雑 入	524,594	298,670	225,924	
5	償 還 金	24,006	25,128	Δ 1,122	
	5 神戸文化ホール	1,368	1,368	-	
	32 図 書 館	28	28	-	
	33 博 物 館	18,380	15,030	3,350	
	34 王 子 ス ポ ー ツ セ ン タ	2,087	2,086	1	
	35 体 育 館	1,830	1,828	2	
	38 文 化 財	63	53	10	
	41 青 少 年 科 学 館	250	-	250	
	△ 自 然 の 家	-	4,735	Δ 4,735	
6	受 講 料	37,702	37,374	328	
	5 老 眼 大 学	32,900	32,900	-	
	6 博 物 館	631	435	196	
	7 ス ポ ー ツ 教 室	2,784	2,784	-	
	8 埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	960	500	460	
	9 住 之 江 公 民 館	9	70	Δ 61	
	10 葺 合 公 民 館	35	35	-	
	11 清 風 公 民 館	45	45	-	

(単位：千円)

款 項 目 節		令和6年度	令和5年度	比較	説明
	12 長 田 公 民 館	48	245	Δ 197	
	13 南 須 磨 公 民 館	255	255	-	
	14 玉 津 南 公 民 館	35	35	-	
	△ 東 垂 水 公 民 館	-	70	Δ 70	
9	雑 入	462,886	236,168	226,718	
	7 文 化 ス ポ ー ツ 局	462,886	236,168	226,718	

3 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国 県 支出金	市 債	その他	
3 市民費	20,486,562	18,081,388	2,405,174	1,071,681	6,321,000	4,636,582	8,457,299
1 市民費	18,881,940	16,249,171	2,632,769	1,071,681	5,068,000	4,578,727	8,163,532
1 職員費	2,154,498	2,106,452	48,046	-	-	47,524	2,106,974
2 市民文化費	9,084,335	8,661,549	422,786	862,871	3,539,000	2,132,664	2,549,800
4 図書館費	3,274,505	2,233,899	1,040,606	10,500	1,435,000	61,466	1,767,539
5 博物館費	518,150	433,803	84,347	-	-	285,231	232,919
9 スポーツ振興費	3,785,376	2,747,832	1,037,544	197,800	94,000	2,040,706	1,452,870
10 公民館費	65,076	65,636	△560	510	-	11,136	53,430
2 施設整備費	1,604,622	1,832,217	△227,595	-	1,253,000	57,855	293,767
1 施設整備費	1,604,622	1,832,217	△227,595	-	1,253,000	57,855	293,767

第3款 市民費

第1項 市民費

第1目 職員費 2,154,498千円

本目は、文化スポーツ局職員の給料、職員手当等である。

1 職員費	1,940,223千円
2 会計年度任用職員	188,694千円
3 委員報酬	25,581千円

第2目 市民文化費 9,084,335千円

本目は、文化芸術の振興、文化財の保存、活用、保護、情報発信及び調査に要する経費である。

1 文化芸術によるまちの魅力創出・地域活性化	287,375千円
(1) KOBE まちなかパフォーマンスの推進	
(2) 第11回神戸国際フルーツコンクールを核とした音楽祭の開催準備	
(3) 神戸六甲ミーツ・アート2024 beyondへの支援	
2 市民文化の振興	169,431千円
(1) 神戸まっりの開催	
(2) 芸術文化活動助成	
(3) こうべ市民美術展の開催	
3 文化施設の管理運営	1,919,234千円
(1) 神戸文化ホール	
(2) 文化センター	
(3) 新開地アートひろば	
(4) こども本の森 神戸	
(5) 西神中央ホール	

4 文化施設の再整備等	5,148,836千円
(1) 新・神戸文化ホール整備	
(2) 新北区文化センターの整備	
(3) 青少年科学館のリニューアル	
5 (公財)神戸市民文化振興財団への補助	333,235千円
6 文化財の保存・活用	719,232千円
(1) 北野町山本通重要伝統的建造物群保存地区の活性化	
(2) 五色塚古墳の整備	
(3) 「神戸歴史遺産」の保存と活用	
7 文化財保護	38,788千円
(1) 国・県・市指定重要文化財保護	
(2) 市所有文化財等の管理運営	
8 文化財情報発信	9,846千円
9 文化財調査	400,400千円
10 文化財関連施設の管理運営	57,958千円
(1) 埋蔵文化財センター	
(2) 風見鶏の館・ラインの館	

第4目 図書館費 3,274,505千円

本目は、図書館12館の管理運営費、図書館サービスの向上及び新館整備に要する経費である。

1 図書館の管理運営	978,629千円
(1) 中央図書館	
(2) 地域図書館	
2 図書館サービスの充実	312,899千円
(1) 図書館システムの運用	
(2) 図書資料充実	
(3) 図書館情報ネットワーク	
3 新図書館の整備・運営	1,982,977千円
(1) 新垂水図書館の整備	
(2) 新北図書館の整備	
(3) 新三宮図書館の整備	

第5目 博物館費 518,150千円

本目は、博物館、小磯記念美術館及び神戸ゆかりの美術館の管理運営に要する経費である。

1 特別展	233,648千円
(1) 博物館	
(2) 小磯記念美術館	
(3) 神戸ゆかりの美術館	
2 管理運営・常設展示	284,502千円
(1) 博物館	
(2) 小磯記念美術館	
(3) 神戸ゆかりの美術館	

第9目	スポーツ振興費	3,785,376千円
本目は、スポーツ振興やスポーツイベント等に要する経費である。		
1	大規模国際スポーツイベントの開催	1,901,300千円
	(1) 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会の開催	
	(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業	
2	市民スポーツの振興	452,604千円
	(1) 神戸マラソン2024の開催	
	(2) トップスポーツチームとの連携・市民スポーツ振興	
	(3) 各種大会・イベント推進	
3	スポーツ施設の管理運営	1,132,076千円
	(1) 中央体育館・地区体育館・港島南球技場等	
	(2) ポートアイランドスポーツセンター・神戸ポートアイランドホール	
	(3) 自然の家・洞川教育キャンプ場	
4	スポーツ施設の再整備等	236,396千円
	(1) 王子公園再整備	
	(2) ポートアイランドスポーツセンター再整備	
5	(公財)神戸市スポーツ協会への補助	63,000千円

第10目 公民館費 65,076千円

本目は、公民館の管理運営に要する経費である。

1	公民館の管理運営	65,076千円
---	----------	----------

第2項 施設整備費

第1目 施設整備費 1,604,622千円

本目は、文化・スポーツ諸施設の整備に要する経費である。

1	スポーツ関連施設の改修	459,379千円
2	文化関連施設の改修	1,145,243千円

4 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
新・神戸文化ホール・新三宮図書館整備事業	令和6～9年度	16,534,000
青少年科学館リニューアル	令和6～7年度	333,000
新北区文化センター等建築工事	令和6～7年度	2,421,000
五色塚古墳整備事業	令和6～7年度	243,000
予約図書受取コーナー建物貸借	令和6～8年度	5,000
新図書館システム等導入	令和6～9年度	100,000
博物館特別展	令和6～7年度	135,000
王子公園再整備事業	令和6～7年度	267,000
スポーツ施設改修	令和6～7年度	424,000
文化施設改修	令和6～7年度	1,128,000
公民館改修	令和6～7年度	16,000

Ⅲ その他の議案

文化スポーツ局関係部分抜粋

第 9 号議案

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例の件
執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する等の条例
(博物館条例の一部改正)

第 2 条 神戸市立博物館条例（昭和 57 年 3 月 条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(博物館協議会)	(博物館協議会)
第 12 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号） <u>第 23 条第 1 項</u> の規定に基づき、博物館に神戸市立博物館・美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。	第 12 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号） <u>第 20 条第 1 項</u> の規定に基づき、博物館に神戸市立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
2 ～ 4 [略]	2 ～ 4 [略]
<u>5</u> 協議会に博物館分科会及び小磯記念美術館分科会を設置する。	
<u>6</u> [略]	<u>5</u> [略]

(小磯記念美術館条例の一部改正)

第3条 神戸市立小磯記念美術館条例(平成4年3月条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(博物館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>美術館に置く博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項に規定する博物館協議会については、神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)第12条の定めるところによる。</u></p>	<p><u>(美術館協議会)</u></p> <p>第12条 <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術館に神戸市立小磯記念美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他市長が適当であると認める者の中から市長が委嘱する。</u></p> <p><u>3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。</u></p> <p><u>4 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期</u></p>

間とする。

5 前各項に規定するもののほか、協
議会の組織及び運営に関し必要な事
項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

執行機関の附属機関の廃止等に伴い、条例を改正する等の必要があるため。

第 15 号議案

神戸市立博物館条例等の一部を改正する条例の件

神戸市立博物館条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立博物館条例等の一部を改正する条例

(博物館条例の一部改正)

第 1 条 神戸市立博物館条例(昭和57年3月条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(観覧料等) 第 4 条 [略] 2 博物館において開催される展示を 観覧しようとする者は、次の各号に 掲げる展示の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額の観覧料を納付 しなければならない。 (1) [略] (2) 特別展 <u>4,000円</u> の範囲内にお いて市長が定める額	(観覧料等) 第 4 条 [略] 2 博物館において開催される展示を 観覧しようとする者は、次の各号に 掲げる展示の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める額の観覧料を納付 しなければならない。 (1) [略] (2) 特別展 <u>2,000円</u> の範囲内にお いて市長が定める額

3	[略]	3	[略]
4	前項の特別利用券の料金は、 <u>8,000円</u> の範囲内において規則で定める額とする。	4	前項の特別利用券の料金は、 <u>4,000円</u> の範囲内において規則で定める額とする。
5	[略]	5	[略]

(小磯記念美術館条例の一部改正)

第2条 神戸市立小磯記念美術館条例（平成4年3月条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(入館料等)	(入館料等)
第4条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める額の入館料を納付しなければならない。ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、 <u>4,000円</u> の範囲内で市長が定める。	第4条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める額の入館料を納付しなければならない。ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、 <u>2,000円</u> の範囲内で市長が定める。
2 [略]	2 [略]
3 前項の特別入館券の料金は、 <u>8,000円</u> の範囲内で規則で定める額とする。	3 前項の特別入館券の料金は、 <u>4,000円</u> の範囲内で規則で定める額とする。

(ゆかりの美術館条例の一部改正)

第3条 神戸ゆかりの美術館条例（平成18年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(入館料等) 第4条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める額（特別に展示を行う場合は、 <u>4,000円</u> の範囲内で市長が定める額）の入館料を納付しなければならない。 2 [略]	(入館料等) 第4条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める額（特別に展示を行う場合は、 <u>2,000円</u> の範囲内で市長が定める額）の入館料を納付しなければならない。 2 [略]

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

観覧料等の見直しに伴い、条例を改正する必要があるため。

第 25 号議案

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例の件

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例等の一部を改正する条例

(ポートアイランドホール条例の一部改正)

第 7 条 神戸ポートアイランドホール条例（昭和 59 年 3 月条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(行為の制限)</p> <p>第 7 条 ホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 業として写真撮影、<u>動画</u>撮影その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(利用料金)</p>	<p style="text-align: center;">(行為の制限)</p> <p>第 7 条 ホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 業として写真撮影、<u>映画</u>撮影その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(利用料金)</p>

第 8 条 指定管理者にホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2 第 4 条第 1 項の許可を受けた者及び前条第 1 項第 4 号の許可を受けた者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

（特別の設備の設置等）

第 9 条 使用者等（第 4 条第 1 項の許可を受けた者及び第 7 条第 1 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 [略]

別表（第 8 条関係）

(1)、(2) [略]

(3) 第 7 条第 1 項の許可に係る利用料金 第 7 条第 1 項第 4 号の規則で定める行為 1 日につき 12 万円

第 8 条 指定管理者にホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2 第 4 条第 1 項の許可を受けた者及び前条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者等」と総称する。）は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 [略]

（特別の設備の設置等）

第 9 条 使用者等は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 [略]

別表（第 8 条関係）

(1)、(2) [略]

(3) 第 7 条第 1 項の許可に係る利用料金

区分	利用料金
----	------

	業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,800円
	業として広告写真を撮影する場合	1日につき 6万円
	業として映画を撮影する場合	1日につき 12万円
	業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 12万円
	ラジオ又はテレビの中継、録音、録画その他これらに類する行為をする場合	1日につき 5万円
	その他教育委員会規則で定める行為をする場合	1回につき 12万円
	備考 1日未満の端数は、1日として計算する。	
(4) [略]	(4) [略]	

(青少年科学館条例の一部改正)

第8条 神戸市立青少年科学館条例（昭和59年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 科学館内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>広告写真</u>又は<u>動画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 第7条第1項に規定する許可を受けた者は、別表第3に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第13条 使用者及び行為者<u>(第7条第1項に規定する許可を受けた者をいう。以下同じ。)</u>は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第7条 科学館内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 業として<u>写真</u>又は<u>映画</u>を撮影すること。</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 第7条第1項に規定する許可を受けた者<u>(以下「行為者」という。)</u>は、別表第3に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>第13条 使用者及び行為者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

別表第3（第11条関係）

区分	使用料
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円
[略]	[略]

備考 [略]

別表第3（第11条関係）

区分	使用料
業として写真（広告写真を除く。）を撮影する場合	1人1日につき 1,200円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき 4万円
業として映画を撮影する場合	1日につき 8万円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき 8万円
[略]	[略]

備考 [略]

（風見鶏の館等条例の一部改正）

第11条 神戸市風見鶏の館等条例（平成11年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の制限) 第7条 風見鶏の館等内において、業として写真又は <u>動画</u> を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 [略]	(行為の制限) 第7条 風見鶏の館等内において、業として写真又は <u>映画</u> を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 [略]

(文学館条例の一部改正)

第13条 神戸文学館条例（平成18年3月条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(行為の制限) 第7条 文学館の郷土文学資料について熟覧、模写、模造、撮影その他これらに類する行為をしようとする者及び文学館において業として写真又は	(行為の制限) 第7条 文学館の郷土文学資料について熟覧、模写、模造、撮影その他これらに類する行為をしようとする者及び文学館において業として写真又は

<p>動画を撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>映画その他これに類するものを撮影しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
--	---

(西神中央ホール条例の一部改正)

第16条 西神中央ホール条例（令和3年9月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 業として写真撮影、<u>動画</u>撮影その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 業として写真撮影、<u>映画</u>撮影その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例を施行するために必要な許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前の使用又は行為に係る許可並びに使用料の徴収及び利用料金の収受については、なお従前の例による。

理 由

使用料等の見直し等に当たり、条例を改正する必要があるため。